

■ドキュメント名

KW:電子契約 後文

■クライアント

社名	サイトURL
シヤチハタ株式会社様	https://dstmp.shachihata.co.jp/column/

■記事案オーダー

記事案 FIX予定日	初稿 納品予定日	最終稿 納品予定日
2023/11/7	2023/11/27	2023/11/27~

新規/リライト	既存記事URL (リライトの場合)
新規	

メイン対策キーワード	検索vol.	備考
電子契約 後文		
必要 関連キーワード(上から順に優先。必ず本文中に記載する。)		検索vol.
参考記事のURL(検索上位の中から抜粋)		
1. https://www.cloudsign.jp/media/koubun-kakikata/		
2. https://www.onamae.com/business/article/24776/		
3. https://cloudcontract.jp/blog/e-contract-text-change		
クライアント要望(この商品を紹介したい。この点を魅力として伝えたい。こういう言い方はしたくない。etc.)		

--

備考

■ヘッダー情報

本タイトル
電子契約の後文に要注意！紙の契約書との文言の違い・書き方のコツや例文も紹介
記事概要・ディスクリプション(120文字程度)
契約書の後文は、従来の契約方法と電子契約とで書き方や項目が異なることをご存知ですか？本記事では、書面・電子それぞれの後文の違いを解説いたします。電子契約書における後文作成のポイントと具体例もお伝えいたしますので、契約方法を紙から電子に移行する企業の方はぜひご覧ください。

■本文

<H1>電子契約の後文に要注意！紙の契約書との文言の違い・書き方のコツや例文も紹介

リード文

 [電子と書面での契約の違いについて詳しく知りたい方はこちら](#)

<H2>電子契約の「後文」とは？

<H3>後文の意味と内容

後文(こうぶん)とは、契約書の締めとして末尾に記載する文章のこと

主に、契約締結の方法と、保存方法について書かれている

具体的には、契約の証拠として作成する文書である旨と作成枚数、その保存方法や配分を記す

加えて、契約日時や契約者の氏名と住所、署名・押印する欄を設ける

規定の定型文が定められているわけではないものの、大半の契約書において似たような文章がテンプレート化されている

<H3>後文の必要性

- 合意による契約成立の証明
- 契約の日時の明確化
- 契約書の保管方法の整合

法的に有効な方法で合意を示す証拠を契約者双方が保有することで、信頼性を担保する

テンプレートなどに記載された似たような決まり文句として認識されがちだが、実は円滑な契約履行とトラブル防止として重要な役割を担っている

<H3>契約書を表す用語の違い

契約書には、以下 種類が存在する

原本: 契約の締結者が最初に作成したオリジナル

謄本: 原本を完全にコピーしたもの

正本: 裁判所等の公証機関が作成した原本の謄本

副本: 正本の写し

抄本: 原本の一部をコピーしたもの

本書: 契約書における本書＝原本もしくは正本

原本と正本は同一として扱われるケースも多いが、正確には違う

なお、原本は最初に作成する枚数によって複数存在し得るが、正本は原則として1枚しか作れない

<H2>書面と電子契約の後文の違い

後文は、一般的な紙文書と電子契約とでは記載方法が違う

紙の契約書と比べ、電子契約書の後文が異なるポイントは以下のとおり

<H3>契約書を表す文言

紙の契約書では、本書や書面などの文言が用いられる

電子契約ではデータファイルをメールでやり取りするため、厳密にいうと「書」という表現もふさわしくない

電子契約の後文には、電磁的記録・本電子ファイル・電磁的措置などと記載するほうが好ましい

<H3>作成・保有本数

契約書を作成する際、改ざんしていないことを確認できるよう、紙文書では契約者の人数に応じて複数作成する

また、原本の存在証明として、契約書の後文に発行枚数を明記するのが一般的

しかし電子契約では、電子署名とタイムスタンプを付与した1つのデータファイルのみ作成し、データをそのままやり取りするしくみ

電子署名や電子証明書、タイムスタンプなどで非改ざん性が担保されるしくみになっていることから、押印および作成数の明記は必要ない

<H3>日付の記載

紙の契約書では、契約日の記載が必須

電子契約ではタイムスタンプを利用して契約の締結・成立の日時が秒単位で記録されるため、日付欄は絶対に記載すべき項目ではない

<H3>証明手段

紙の契約書は記名して押印

電子契約では「電磁的記録」という文言が使われ、押印の代わりに電子証明書機能が付いた電子署名を施すことで契約の効力を担保

<H2>適切な電子契約の後文を作成するコツ

<H3>日付は西暦で記載する

法的には和暦でも構わないが、西暦のほうがベター

西暦なら、国外企業との契約にも対応

<H3>日付の認識を統一する

電子契約のタイムスタンプでは、契約を合意した日なのか、書面を作成した日なのかが曖昧になりやすい

契約日と作成日のどちらを指すのかを、契約の当事者同士で認識を統一しておくこと

確実性を高めたいなら、タイムスタンプとは別途に日付を明記すべき

<H3>押印に関する記載に気をつける

電子契約では押印しないことが一般的

一般的な契約書の後文に記載される「記名押印」や「署名捺印」といった文言を入れるとトラブルの元になりかねない

どうしても押印が必要な場合は、電子印鑑機能が搭載された電子契約サービスを利用すると便利

<H3>電子契約サービス名を記載する

電子契約では、一般的に利用するシステムのサービス提供元まで記載する

なお、契約者が異なる電子契約システムを利用する場合は、それぞれの提供元を明記することで同一の内容を別サービス上で締結したことが証明できる

<H2>【紙・電子別】契約書の後文の記載例

具体的な例文で、紙・電子契約それぞれの後文の違いを紹介

<H3>紙の契約書の場合

本契約の成立を証するため、甲および乙は、本書○通を作成し、各自記名押印の上、それぞれが1通を保有する。

西暦○年○月○日

甲：住所・会社名・氏名

乙：住所・会社名・氏名

なお、契約書を1通しか作成しない場合は、「甲（または乙）が原本を保有し、乙（または甲）が写しを保有する」などと記載する

<H3>電子契約書の場合

本契約の成立を証するため、甲および乙は、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後『電子契約サービス名』上において電子署名を措置し、双方その電磁的記録を保管する。

この場合、本契約においては、本電磁的記録を原本とし、本電磁的記録を印刷したものは写しとする

甲：住所・会社名・氏名・メールアドレス

乙：住所・会社名・氏名・メールアドレス

電子署名は「措置し」ではなく「施し」でも可

両者が異なる電子契約サービスを利用している場合は、それぞれの名称を記載

<H2>電子契約を導入する際に注意すべき5つのポイント

<H3>契約書のテンプレートを変更する

電子契約でも従来の契約書テンプレートをそのまま使い続けるのは不適切

押印欄の削除

メールアドレス欄の追加（電子契約では基本的にメールでやり取りする流れのため、メールアドレスも記載しておいた方が好ましい）

契約書の文言の変更 など

特に、契約書の保存に関する記載に書面という文言を使っている場合は、必ず電子データおよびそれに準ずる用語に変える

インターネットでは無料で利用できるテンプレートが公開されているが、自社や当該契約の内容に適しているとは限らないため、そのまま採用するのはおすすめできない

<H3>事前取引先へ通知する

契約方法の変更は、自社だけの問題ではない

電子契約を導入してテンプレートを見直す際は、取引先にも必ず事前に知らせておくこと

契約の手順やデータの保存方法など、従来の契約とは異なる点が多々あるため

説明が不十分だと、トラブルに発展しかねない

相手方の抵抗感が減るよう、押印システムの継続採用も一つの手

<H3>電子契約はデータとして保存する

電子帳簿保存法により、2024年1月1日以降の電子契約書はそのままデータとして保存することが義務付けられたペーパーレスとなり、出力やファイリングの手間が省けるうえ保管場所が必要なくなるが、法的要件を満たした方法で保存しなければならない

電子契約データはの保存期間は法人税法により7年

青色申告している事業者や繰越欠損金がある場合、会社法に準じた重要書類の保存が必要なケースなどでは10年間のデータ保存が必要

 [電子契約に関する法改正と変更内容について詳しく知りたい方はこちら](#)

<H3>電子契約の可否を把握する

現在、大半の書類の電子化が認められつつあるが、すべてが認められているわけではない

任意後見契約をはじめとする一部の契約書は、電子化できない

電子化の可否を把握すれば臨機応変に対応できるため、業務効率化が図れる

 [電子化できない契約について詳しく知りたい方はこちら](#)

<H3>従来の契約システムを見直す

従来の契約に必要な出力・決裁・押印などのプロセスが不要になることから、担当者の業務内容やワークフローを

電子契約に適した形に見直す

新しいシステムに変更した際には、スムーズに移行できるよう、従業員への周知徹底も必要

情報漏えいや不正アクセスなどに備え、セキュアな環境の実現のため、認証機能の設定やアクセス権限の付与などの

セキュリティ対策も不可欠

<H2>自由な後文設定・押印もできるShachihata Cloud

本記事のまとめとサービス訴求